平成２６年（フ）第１６０号
東京都八王子市元本郷町１丁目23番２号ファミーユ八王子201号
債務者　中村三惠子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９０号
長崎県佐世保市桑木場町371番地５、前住所長崎県佐世保市黒髪町29番５号
債務者　魚見　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
東京都東村山市恩多町１丁目２番地62金子ハイム102
債務者　山藤　福子
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９２号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原936番地
債務者　コックス美加（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２０５号
愛知県豊橋市石巻町字野田６番地８　２―202
債務者　吉川ユリこと　ヨシカワ　プリシラユリ　ラモス
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月20日午後２時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１９３号
福岡市早良区南庄２丁目21番19号
破産者　株式会社九州開発企画
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１６号
福岡市博多区博多駅前３丁目６番１号
破産者　株式会社ＣＣＩ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９１７号
福岡市中央区桜坂２丁目１番５号
破産者　新日警サービス株式会社
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５８６号
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田784番１
破産者　有限会社平成木工
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４３９号
札幌市東区北丘珠５条４丁目732番61号
破産者　株式会社きらら食品
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１号
札幌市中央区北４条西13丁目１番27号
破産者　株式会社エ・ピュ・ドルチェ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４号
埼玉県八潮市八潮１丁目15番地33
破産者　有限会社伊予部土木
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
埼玉県三郷市早稲田８丁目14番地８
破産者　株式会社フジエコライフ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１９３３号
埼玉県川越市寺尾111番地６
破産者　有限会社敬土建興業
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１９３４号
埼玉県川越市大字下赤坂637―24、開始決定時の住所埼玉県川越市大字寺尾111―６
破産者　佐藤敬太郎
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１３８号
東京都練馬区田柄３丁目６―18―302、開始決定時の住所東京都練馬区春日町６丁目17―15―404
破産者　篠原　一夫
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１３９号
東京都練馬区田柄３丁目６―18―302、開始決定時の住所東京都練馬区春日町６丁目17―15―404
破産者　篠原千津子
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９２８号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目31―２―101
破産者　都築晋一郎
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１０７号
東京都渋谷区本町６丁目18番６号　レジデンス初台２階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区北沢１丁目24番21号
破産者　株式会社アクレ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部